### 1. 事業名

廃炉・汚染水・処理水対策の理解醸成に向けた双方向のコミュニケーション機会創出等支援事業(令和5年度)

## 2. 事業目的

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所(以下、「福島第一原発」という)の廃炉・汚染水・処理水対策は、世界にも前例の無い困難な事業であり、国も前面に立って、様々な対策を講じている。

令和3年4月、今後の廃炉作業を遅滞なく進めるに当たり、敷地内に貯蔵される多核種除去設備等処理水(以下、「ALPS 処理水」という)を海洋放出する方針を決定した。この方針に対しては、福島県及びその近隣県の地方自治体や、漁業関係者等から、風評影響を懸念する声があることから、ALPS 処理水やその海洋放出の安全性に関する国内外に対する情報発信を徹底して行うことが極めて重要である。

その中で、地元住民や関係団体などといった、国内外の方々と直接的なコミュニケーションの場を設けるほか、福島第一原発やその周辺地域を視察する機会を提供し、自身の目で廃炉やALPS処理水の対策及び復興の様子を確認いただく取組を進めることが必要である。本事業では、こうした関係者への理解醸成等に向けた支援を実施する。

#### 3. 事業内容

- (1) 関係者への理解醸成等に向けた視察や、双方向のコミュニケーションに関する支援
  - ①福島第一原発及び周辺地域の視察の強化に向けた取組

地元との信頼関係の構築や、国内外の幅広い層へ福島第一原発の廃炉作業の理解醸成、とりわけ ALPS 処理水の処分方針に関する正しい理解を得て、風評影響を払拭するため、関係者による福島第一原発及びその周辺地域を含めた現地視察を25回程度実施する。

なお、上記をはじめとする団体・個人などの現場視察については、調整を行い、交通や宿泊 等の視察に関わる手配を行うこと。

また、広報の対象等についての選定や、誘致・招致に関する調整も実施すること。特に、より広い層への情報発信、理解醸成に向け、インフルエンサー等の招聘など、積極的な提案を行うこと。

※ただし、最終的な広報対象、行程については、資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対 応室(以下、「担当課室」という)と相談の上決定する。

#### ②地元等との双方向コミュニケーションの拡充

浜通りをはじめとした福島県内市町村、近隣自治体、また、県外の都市圏で行われる復興イベント等でのブース展示に関する支援を行い(合計5回程度を想定)、廃炉・汚染水・処理水対策の状況について幅広い層へ広報活動を行うため、出展に係る調整等を行うこと。

なお、参加イベントについては、担当課室と相談の上決定する。

他、当該事業の目的を達成するため必要な内容が生じた場合は、担当課室と相談のうえ、実施すること。

# (2) 報告書の作成

事業の成果について、報告書を取りまとめたうえで、担当課室に納入すること。